

浜田市協働のまちづくり推進条例（案） に対する意見と浜田市の考え方

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	<p>（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例（案）を読んでみて、総花的でそれぞれの役割が明確になっていない印象を受けました。現在の浜田市自治区設置条例と比較しても、自治区長の設置に関する条項が廃止されたこと以外の違いも良くわかりませんでした。以下の事項について見直しを要望します。</p> <p>1 浜田市のまちづくりについて、浜田市長をはじめとして、浜田市の各組織の役割を明記する。浜田市長や浜田市各組織が、市民が市政について自ら考える情報を提供するだけでなく、市民に対してまちづくりの計画、実施、検証について何をするか明確にする。（第3章の見直し）</p> <p>2 地域協議会の委員決定の方法について、もう少し具体的に。地区まちづくり推進委員会、各自治会から何名以上推薦する、他のまちづくり活動団体の具体例をあげる、推薦が多かった場合の人選方法、等々。（第5章の見直し）</p>	<p>1 この度の条例は、協働のまちづくりを推進していく上で、必要となる基本的な考えやまちづくりの拠点などを定めた、理念条例になります。</p> <p>第16条「まちづくりに関する情報の共有」に規定しているとおり、市の各組織の役割やその方法などまちづくりに関する情報については、積極的にお知らせしてまいります。</p> <p>また、推進計画につきましては、第21条にありますように、新しい総合振興計画の中に盛り込み推進していくとともに、総合振興計画審議会において、検証していくこととしています。</p> <p>2 地域協議会の委員については、これまでと同様に、まちづくり活動団体からの推薦としています。詳細な委員の選出方法につきましては、地域ごとにその実情が異なるため、各地域協議会の中で議論していただきたいと考えています。</p>
2	<p>私としましては、まだまだ未完成であったと思っていました「自治区制度」ですが、今回この制度に代わる新しい制度を作って浜田市の未来を構築することになります。</p> <p>そこで、現在の自治区制度の何が何に、どのように代わるのか丁寧に説明をする必要があると思います。</p> <p>今回の条例の中では、そのあたりが見えてきません。</p> <p>これまでも「地域の特徴や地域らしさを大切にしたいまちづくり」に取り組んできたと書かれていますし、そのようにしてきました。今度はどうかと条例を見ますと、やはり同じことが書かれています。なぜだろうかと皆さんは思われると思います。十分な説明をお願いします。</p> <p>私は現行の自治区制度のもとで、協働のまちづくりをより強く進めるための意識改革が求められたと思っています。</p>	<p>この度の「浜田市協働のまちづくり推進条例」につきましては、これまで進めてきた自治区制度に代わるまちづくりの基本的なルールを定めたものです。</p> <p>これまでの自治区制度の良いところを引き継ぎ、市民等の皆さんが主体となって魅力ある地域社会を実現し、持続可能なまちづくりを目指すことを目的としています。</p> <p>この条例の策定を機に、協働のまちづくりに対する市民等の皆さんの意識を醸成していきたいと考えています。</p> <p>なお、令和3年4月からのまちづくりに係る詳細な部分につきましては、公民館のコミュニティセンター化による変更や他の要綱・規則の見直しと合わせて、今後、しっかりと周知、説明してまいります。</p>

<p>3</p>	<p>地域協議会のあり方について、自治区制度に変わる新たな制度を作るのに、地域協議会の制度を変えないということが理解できません。</p> <p>自治区長もいなくなることになれば、あとは地域の状況や課題・要望を市長に伝える者は地域協議会の代表しかいません。地域協議会の権限を強くし、市長も常に地域協議会と協議して市政を司る仕組みにしなければ、地域住民は不安でなりません。どんな行政が地域から遠のきます。</p> <p>聞くところによりますと、支所長もその任を任せられると言います。あり得るのですか。まやかしにしか思えません。</p>	<p>地域協議会は地域の課題や意見を吸い上げる仕組みとして、市民の皆さんからの存続の要望により継続して組織することとなりました。</p> <p>今後の地域協議会では、これまでの所掌事項に、中山間地域振興対策や一体的なまちづくりに関する事項についても調査審議していただくこととしています。</p> <p>協働のまちづくりを進めていくためにも、活発に調査審議いただき、まちづくりに対するご意見等いただきたいと考えます。</p> <p>また、地域協議会からいただいたご意見は尊重し、施策等への反映に努めることとしており、その内容については新たに条文に明記することとしました。</p>
<p>4</p>	<p>第7章の表題について、「条例の検証」ではなく「条例の推進」であると思います。条例をしっかり身のあるものにするためにはどんな策を講じますということが良いと思います。</p> <p>何度条例を閲覧しても、絶対的な必要性を感じません。何をどのようにしたいのかが見えてきません。この条例は必要なのでしょうか。</p> <p>市の役割や市民の役割について記述してありますが、これは当然なことですし、こんなことをするのであれば、何もかも条例化することになりませんか。</p> <p>それにより合併によって市役所（行政）がどんどん遠のくことへの不安、不満の解決策を講じて頂きたい。以前パブコメで意見を申し上げましたが、合併してからというもの何も良いことはありません。悪くなったことばかりが積み重なります。</p> <p>私たちは助けてほしいのです。助けて頂くための具体的な浜田市の政策を待ちこがれています。</p>	<p>第7章、第23条（変更前）の推進体制については、この度の見直しで第6章「協働のまちづくりの推進」の中で規定することとしたため、第7章「条例の検証」の章を削除することとしています。</p> <p>条例の必要性につきましては、第1条「目的」にありますように、今後のまちづくりの基本的なルールを定め、市民等及び市の役割を明らかにすることにあります。これは、まちづくりを進めていく上では当然のことではありますが、条例という形で皆さんにお示しすることで、まちづくりに対する意識が高まり、協働のまちづくりが更に推進できるものと考えています。</p> <p>今後は、この条例のもと、地域の不安や課題に対して市民の皆さんと共に取り組みながら、具体策を検討していきたいと考えています。</p>
<p>5</p>	<p>第23条「推進体制」とあるが検証組織等が明解でない。</p> <p>第24条「条例の見直し」見直しの場合の検討体制が明解でない。</p> <p>都合のいい人選では発展した体制になりません。左右の意見を持った人選によりまとまった時の効果は大きくなります。未来を見越し時代に沿った体制創りをして下さい。</p>	<p>条例の検証および見直しを行う組織については、浜田市総合振興計画審議会が担っていくことを考えています。</p> <p>当該審議会の人選につきましては、条例の策定に携わった検討委員会の委員はもとより、幅広い世代、分野から選出したいと考えています。</p>

6	<p>第 2 条について、事業者が、市内において事業活動を行うものとなっており、これでは営業エリアに本市が含まれる事業者はすべて対象となります。まちづくりの主体を考えるうえで、ここまで対象を広げる必要はないと思います。</p> <p>次に、まちづくりの定義にある自分達が暮らす地域とは、他の章との関連付けからみて、広くて地域協議会エリアと捉えるのがふさわしいと思います。</p>	<p>これからのまちづくりは、事業者を含め、様々な主体と共に進めていく必要があります。事業者の範囲に関する記述について、先進地のまちづくり条例等を参考に検討しましたが、現状の表現が相応しいものと考えます。</p> <p>また、本条例中の「地域」という表現については、その文脈から意味合いが変わってくるものと考えています。「まちづくり」の定義にある「地域」につきましては、ご意見にあるような捉え方で良いものと考えます。</p>
7	<p>第 4 条について、まちづくりの条例に、自治基本条例のような市民の権利を規定する必要があるのでしょうか。そもそも、ここに書いてあることは、法律や浜田市の制度などで担保されており、あえて記述する必要はないと思います。</p> <p>市民等には、事業所も含まれており、市内において事業活動を行うものとの定義で言えば、本市を営業エリアとする全事業者が対象となります。本市の地域のまちづくりを考えるうえで、まちづくりの主体としてそうした事業者を含めて考えることは適当でないと思います。また、事業者については、政治活動、宗教活動等の言及もなく、営利目的などの制約もありません。第 2 条の定義と合わせて再検討する必要があると思います。</p> <p>参画する権利、知る権利、意見を述べる権利が市政全般に保証される規定であり、既に施行している各種制度との整合性が図れているのか疑問に思います。</p> <p>また、この条例は、市民等と市が、ある意味「対等」に協働してまちづくりを進めるための理念を定める条例であると思うので、それぞれ協働するための役割等を定めることとどめ、この条例に市民等の権利を定めることは、バランス的にも適当でないと考えます。</p>	<p>第 4 条「市民等の権利」につきましては、法令や当市の制度に担保されていることは認識しています。その中で、あえてこの条例に明記することで、市民等の皆さんに自らの権利を認識していただき、協働のまちづくりに取り組んでもらいたいという思いから規定したものです。</p> <p>また、市内で事業活動を行っている事業者においても、まちづくりの主体の一つとして、そのノウハウや特性を活かし、協働のまちづくりに参画していただきたいと考えています。</p> <p>本条例内での「市政」という表現につきましては、ご指摘のとおり、協働のまちづくりを進めていくという本条例の趣旨を踏まえ、「まちづくり」という表現に留めるよう、修正します。</p>

8	<p>第 6 条について、市政すべてが、本条例でいうまちづくりと関連するものではないと思います。</p> <p>ゆえに、市政という表現は、まちづくりに置き換え、この条例の趣旨に合うようにまちづくりに特化した表現にするのがふさわしいと思います。</p> <p>また、第 1 項は、第 10 条第 1 項とも重複し、市民等の役割には同様の項目がないことから、既述の必要はないと思います。</p> <p>第 2 項は、当然のことではありますが、「分かりやすい」や「誠意」といった表現の判断基準は個々に異なり、相手の求めるものを満たせない場合、誠意がない、分かりにくいと捉えられることは大いにあります。こうしたことから、記述しないのが適当だと思います。</p>	<p>本条例内での「市政」という表現につきましては、ご指摘のとおり、協働のまちづくりをすすめていくという本条例の趣旨を踏まえ、「まちづくり」という表現に留めるよう、修正します。</p> <p>第 6 条は市の役割として情報の積極的な提供について規定しており、第 16 条第 1 項（変更前：第 10 条第 1 項）については、市民等も含めた情報の共有について規定していますので、別に規定する必要はあるものと認識しています。</p> <p>第 6 条第 2 項については、基準が曖昧とのご指摘ですが、市として取り組む姿勢として明記しているものです。</p>
9	<p>第 7 条について、第 1 項は、第 13 条第 1 項の人材育成に包含されており、記述は必要ないと思います。</p> <p>第 2 項は、公務外での取り扱いを規定したものであると思います。第 5 条で市民等の役割が規定しており、重複しているため、記述は必要ないと思います。</p> <p>また、職員は第 2 項のとおり積極的にまちづくりに参画するよう努めることはもちろんですが、この条例は市民等と市が協働してまちづくりを進めようとする条例であることから、この条例にこの第 2 項のような規定を記述することは適当ではなく、このような規定を定めた場合は、この条例ではなく別の条例等に規定した方がこの条例の趣旨やバランスとしても良いのではないかと思います。</p>	<p>第 7 条第 1 項については市職員を対象とした人材育成について規定しています。第 17 条第 1 項（変更前：第 13 条第 1 項）は市民等全般を対象とした人材育成について規定しています。</p> <p>市職員も市民に含まれることから、第 7 条第 1 項は必要ないのではとのご意見ですが、市職員については、市民としての人材育成も必要ですが、市の役割を果たすため、職員としての人材育成も必要との考えから、別途、規定したものです。</p> <p>第 7 条第 2 項につきましては、あえて市職員の地域活動への参画について条例に明記し、市職員の意識を高めたいと考えています。</p>
10	<p>第 9 条について、定義上、市民等には事業者が含まれています。第 1 項で、その市民等が事業者と連携を図るという構図となっており、条文の整理が必要であると思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、他の文言と合せて修正します。</p>
11	<p>情報の定義が曖昧であり、取り扱う情報が、市政全般であったりまちづくりに関するものであったりとまちまちになっています。第 10 条にあるとおり、本条例で取り扱う情報は、まちづくりに関する情報ということで、統一すべきであると思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、この条例は、協働のまちづくりに推進条例であることから、条例内で規定している「情報」については、「まちづくりに関する情報」となるよう修正します。</p>

12	<p>第11条について、第4条第1項と第3項でいうところの権利の行使の対象として規定されていると思うので、条文中にそのことがわかるよう記述するのが適当だと思います。</p> <p>また、第1号から第4号までの記述は、市政全般を意識した項目になっているようですが、本条例で取り扱うまちづくりや情報の定義と整合を図る必要があると思います。</p> <p>また、第12条でパブリックコメントを参画方法として示してあり、既存のパブリックコメント制度とも整合性が必要だと思います。</p>	<p>本条例は、協働のまちづくりに関する条例であることから、ご意見を踏まえ、まちづくりに関する市民参画となるよう、修正します。</p> <p>また、パブリックコメント制度との整合性については、表現は異なるものの、その内容については整合性が取れているものと考えています。</p>
13	<p>第12条について、第4条第1項と第3項でいうところの権利の行使の手法として規定されていると思うので、条文中にそのことがわかるよう記述するのが適当だと思います。効果的であると認めるのは、誰の判断によるのか基準が曖昧であり、また、効果的であると認められた場合は全ての項目で行うのか、いくつかの項目を行えばよいのかという点も曖昧であることから、「いずれか」と表現する方がふさわしいと思います。</p>	<p>「効果的である」という表現につきましては、ご意見のとおり曖昧な表現であることから、修正します。</p>
14	<p>第19条について、「地域協議会と他のまちづくり活動団体と連携し」とあるが、そもそも附属機関と活動団体は役割が異なるもので、ここでの地域協議会の表現は除くべきだと思います。</p>	<p>地域協議会と地区まちづくり推進委員会をはじめとする他のまちづくり活動団体との関係を示すべきとのご意見もあり、明記したものです。</p>
15	<p>第21条について、第1項は第6条第1項と、第2項は第6条第5項と内容が重複するので、第6条第1項及び第5項を削って、第21条を残して具体的な行動として整理することが適当であると思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、重複する部分があることから、第21条(変更前)については、第20条「市による推進」と統合します。</p>
16	<p>第23条について、検証のための、目標設定や計画策定については、本条例には言及されていません。必要ないのでしょうか。</p>	<p>目標設定や計画策定につきましては、他からもご意見があり、第21条「推進体制」に推進計画の策定について明記することとしました。</p> <p>なお、推進計画については、令和4年度から始まる浜田市総合振興計画後期基本計画の中で、「協働のまちづくり」を柱立てのひとつとして掲げ、その中で進捗管理を行っていきたいと考えています。</p>

<p>17</p>	<p>本条例は、第1条の目的を第2条の定義を引用してかみ砕けば、市民等及び市が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、地域の活動に参画し、責任や役割分担を明確にし、自分達が暮らす地域をより住みよくしていくためのものと言えるのではないかと思います。</p> <p>また、地域協議会や地区まちづくり推進委員会が規定されており、協働のまちづくりの推進母体の1つと位置付けられています。</p> <p>これらのことから、本条例で言うまちづくりとは、市政全般ではなく、各地域での取組を指すものと解釈するのが適当だと思います。</p> <p>ゆえに、本条例において市政という表現が使われることで、市の政策判断に常に市民や事業者が関わるといった内容になっていることに違和感があります。</p>	<p>ご指摘のとおり、本条例はこれからの浜田市の協働のまちづくりに関する基本的なルールや考え方を定めていることから、「市政」という表現については、「まちづくり」という表現に留めるよう修正します。</p>
<p>18</p>	<p>自治区制度によって、市の中心部から遠い住民は、自治区長に相談することが出来、大変良かった。</p> <p>今後は、地域協議会が市長に提言されるとの事だが、そこに行くまでの道筋が不明に思われます。</p> <p>公民館のコミュニティセンター化についてですが、公民館活動の中心は「生涯学習」と「行政窓口業務」の二本立ての様です。それに見合う人員配置をお願い致します。</p> <p>新しい制度に変わっても、実行するのは人だと思います。現状は良いと思いますが、公務員は住民のために働く方々と思っています。市長、部長さん等の方を向かず、常に住民の方を向く様に、今以上にお願い致します。末端の住民に「毛細血管に血がゆきわたるように」楽しく安心して生活できるようにお願い致します。このような思いが叶う制度に発展することを切に願います。</p>	<p>これまで自治区長が担ってきた役割につきましては、基本的には支所長により引き継いでいきたいと考えています。</p> <p>また、地域協議会についても、市民の皆さんの声を行政へ届ける手段の一つとして引き続き組織することとし、いただいたご意見は尊重してまいります。</p> <p>公民館のコミュニティセンター化による人員配置につきましては、第20条「市による推進」で規定しているとおり、館長の勤務体系の変更や(仮称)まちづくりコーディネーターの配置など、人的支援について実施していくこととしています。</p> <p>条例施行後も、これまで以上に、楽しく安心して生活を送っていただけるようなまちづくりに取り組んでまいります。</p>

<p>19</p>	<p>新しい条例では、市長に意見を述べることができるものは地域協議会のみになります。地域協議会からの提言をどれ程汲みとっていただけるのか不安です。市の中心部から離れた地域が、更に見離され、切り捨てられていくのではないかと危惧しています。そのような事がないよう、地域協議会の位置づけをより重要なものにしていただきたいと思えます。</p> <p>コミュニティセンター化については、すでにまちづくりの拠点になっている公民館もあれば、まちづくりに関わっていない公民館もあり、足並みが揃ったスタートではありません。各センターで状況は大きく違うのですから、人員体制も各センターの状況に応じたものにしていただきたいと思えます。</p> <p>地域の違いや特性は大事ですが、進む方向が違ってはいけません。</p> <p>全地域が同じ方向に向かって歩みを進めていける制度となって欲しいと思えます。</p>	<p>地域協議会からいただいたご意見は尊重し、施策等への反映に努めることとしており、その内容については新たに条文に明記することとしました。</p> <p>また、公民館のコミュニティセンター化による人員配置につきましては、「市による推進」に規定しているとおり、館長の勤務体系の変更やまちづくりコーディネーターの配置など、人的支援について実施していくこととしています。</p> <p>なお、コミュニティセンター化による人員体制につきましては、現在、各公民館へヒアリングを実施しております。地域の実情に応じた配置となるよう努めてまいります。</p>
<p>20</p>	<p>来年4月から条例が施行されることになっていますが、公民館やまちづくり委員会は、現実問題として、今後どのような形でまちづくりを進めていけばよいのか、新しい制度の具体的な中身が見えないので、ほとんどの住民は不安を抱え、公民館やまちづくりの関係者は困っています。</p> <p>まちづくりの拠点となる公民館のコミセン化に向けた調整については、今後、教育委員会が公民館と話し合いをされると伺っていますが、今後まちづくりを進めていくうえでは、公民館だけでなく、まちづくり推進委員会をはじめ地域で活動されている様々な組織も一緒になって調整に向けた議論をしないと、新たなまちづくりの拠点にはならないと思えます。</p> <p>12月に条例を作って、それから分かりやすい説明を行うとのことですが、これでは新年度には間に合いません。やりながら作っていくというのも無責任ではないでしょうか。早くコミュニティの形を示していただき、地元での議論が始まるように取組んでいただきたいと思えます。</p>	<p>公民館のコミュニティセンター化については、センターと地区まちづくり推進委員会との関係性を地域ごとに整理・調整する必要があると考えますので、今後、両者を交えた議論を進めてまいります。</p>

<p>21</p>	<p>この条例作成にあたり、検討委員会を重ね、市民との意見交換を束ね纏められた職員の方々の作業に敬服します。</p> <p>この条例作成のプロセスを経験された職員の方々は、条例作成における様々な団体代表者との協働作業をされる中で、協働を体感されたと推察します。</p> <p>今後、浜田市中山間部においては、超高齢少子社会が更に急激に変化すると予測されます。条例に明記されている地域の人材育成、市の職員の方々も研修を重ね地域人としても協働のまちづくりに参画されるよう期待します。</p> <p>地域協議会とまちづくり推進委員会、他の団体との連携については、第6章で纏められています。このパイプが地域の課題解決のための市民参画による地域政策作りに大きく関与するものと期待します。</p> <p>※この条例が浜田市協働のまちづくりのバイブルとなり、まちづくりを我が事として取り組む市民が増えていくことを切に願っています。</p>	<p>人材育成及び市職員の研修や地域活動の参画につきましては、「全ての人が一体となった持続可能で元気な浜田」を実現するためには、欠かせない内容と考えております。</p> <p>今後も、研修等による意識の啓発や地域活動への参画促進に努めてまいります。</p> <p>地域協議会につきましては、地域の課題解決の手法の一つとして、市民の皆さんからの要望により、引き続き組織することとしています。活発な議論をしていただき、いただいたご意見につきましては、施策等へ反映できるよう努めてまいります。</p>
<p>22</p>	<p>1 「〇〇の推進に努めるものとする」という表し方が多いのですが、努力するけれども、できなかった時はいたしかたないという説明にすりかわりやすいのではと思います。</p> <p>2 検証の体制が盛り込まれたことはとても大事だと思います。まちづくりは、市民も、先導する市職員の意識も合わさって成し遂げられるものです。検証の折、市職員さんの意見も十分反映され、それらが埋没しないよう尊重されるものにしてください。</p> <p>3 第22条答申では、「公民館に社会教育活動のほか」がありのに、パブコメにはその箇所がない。そのまま文言を残さないのですか。</p>	<p>1 必ずしなければならない事項については、「～するものとする。」といった表現としています。</p> <p>「～努めるものとする。」としているものについては、その意識をもって取り組んでもらいたいという事項について使用しています。</p> <p>なお、本条例の表現につきましては、内容を再度検証し、見直しが必要な部分については、修正します。</p> <p>2 検証につきましては、外部委員で構成される浜田市総合振興計画審議会によって検証していくこととしています。</p> <p>検証の際には、市職員の考えについても反映させていただきます。</p> <p>推進、検証につきましても、市民等と市が一体となって実施してまいります。</p> <p>3 「公民館に社会教育活動のほか」という文言については、冒頭の「社会教育・生涯学習の推進の拠点としていた公民館に」という文言と重複するため削除したものです。</p> <p>これまでの社会教育、生涯学習の拠点であるという公民館の役割に加えて、まちづくり活動を推進する役割をもたせるという意味合いがわかるよう、文言を修正します。</p>

<p>23</p>	<p>公民館は社会教育法に基づく社会教育施設であり、現在は教育委員会が所管しているが、まちづくりと社会教育の2つの拠点となるコミュニティセンターは、まちづくり活動に柔軟に活用でき、かつ、行政各部署との円滑な連絡、調整を図ることが望ましく、センター所管は市長部局へ移管することが適当と考える。といいながら、社会教育事業が後退することがないように、社会教育は教育委員会が、そのまま所管しながら、市長部局と連携を強化する仕組みを検討するという。</p> <p>公民館をコミュニティセンター化するメリットが見えてこない。設置数、管理運営、職員体制を考える時、特に変更点は認められない。名前だけの変更か。</p> <p>更に、人口減少と高齢化が急激に進行している様子は、どこの集落、自治会においても同様であり、地域の担い手不足は、まちづくり委員会、集落の役員経験者であれば誰もが感じている事。多くの時間と労力を要し、この検討会が行われたであろうメンバーの方々、結局は選ばれたメンバーだけが苦勞して、周囲は関心がない、知らないというのが現状である。</p>	<p>既に公民館が地区まちづくり推進委員会の事務局を担うなどしている地域では、公民館のコミュニティセンター化のメリットや変化を感じにくいかもしれませんが、検討部会による検討結果を踏まえ、(仮称)まちづくりコーディネーターの配置やセンター活動予算の充実等を図り、住民主体のまちづくり活動の更なる推進に取り組んでまいります。</p> <p>また、地域の担い手不足は、全市共通の課題と認識していますので、まちづくりに関する意識啓発や人材育成に力を入れてまいります。</p>
<p>24</p>	<p>平成17年の市町村合併から、三隅自治区も地域の特性を活かしながら、地域民がひとつになって地域活性化の為に頑張ってきました。</p> <p>しかし15年も過ぎれば人口は減少し、とくに広い黒沢地域は若者が少なく、一人ひとりに対する地域の負担が多くなり、住みにくい地域になってきました。それでも公民館とまちづくりが一体となって、地域活性化の為に今、頑張っているところですよ。</p> <p>これから公民館がコミュニティセンターになるわけですが、人材を増やそうにもこれ以上人がいない、課題も山積みになっている地域の声にもっと耳を傾けていただきたいと思ひます。また、より良いまちづくりに繋がる為にも、生活条件が不利な地域への予算配分を少しでも多く支援していただけるようお願いいたします。</p>	<p>まちづくりへの参画において、多くの地域で担い手不足の問題に直面していることは認識しており、その解決手法の一つとして、この度の協働のまちづくりがあるものと考えます。</p> <p>地域の課題については、市民等と市が一体となって解決に向けて取り組んでまいります。</p> <p>また、今後も、地域の声に耳を傾け、地域の実情を認識した上で、第20条「市による推進」にある、人的、技術的、財政的支援等について、適切に実施してまいります。</p>

25	<p>条例を作る前に今ある総合振興計画やまちづくりに関する進捗状況や問題点を市民に対して丁寧に報告すべきであろうと思う。</p> <p>また、今回の条例について都市計画や環境対策といった狭義のまちづくり対策ではなく広い意味でのものであるとすれば、まちづくりの意味合いや方向性、住民の合意形成など、まちづくり意識の醸成が必要なのではないだろうか。</p> <p>浜田市の現状や将来を考えれば、人材や資本が不足する中で行政と市民が協力して問題解決にあたることは大切なことだと思う。ならば、市民の意見に対して真摯に対応すべきである。画餅とならぬよう実効性のあるものとして施行して頂きたいと思う。</p>	<p>浜田市総合振興計画については、その進捗状況について、毎年、浜田市総合計画審議会でご意見を伺うとともに、その取組について検証を実施しております。今後も、本条例の検証とともに継続して実施してまいります。</p> <p>まちづくりに対する意識の醸成につきましては、この条例策定を契機として、市民の皆さん及び市職員の更なる意識啓発を図ってまいります。</p> <p>また、第6条「市の役割」に規定しているとおり、市民の皆さんの考えやご意見の把握に努め、質問等には誠意を持って対応し、まちづくりに反映するよう努めてまいります。</p>
----	--	---